

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 川口 延良

年 月 日	令和4年3月29日			
表題と発行部数	'つながる！良くなる！天理' 10,000部			
対 象 者	天理市内			
配 布 方 法	郵送 4,350部、ポスティング 5,000部			
発 行 目 的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按 分 率 の 説 明	按分率 100 (1.0 / 1.0) 政務活動報告のみ			
内 容	2月議会 一般質問内容報告 助成金の周知について			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作費	HIRO プランニング 廣田量恒	454,300 円	印刷費 A3 10,000 枚 デザイン構成 封筒印刷費 7,000 枚 宛名シール 封入作業
	郵送費	日本郵便(株)	250,758 円	広報紙送料 区内特別 4,246 通 第一種定型 104 通
合計 705,058 円 (100%充当 705,058 円)				
備 考	添付資料：広報誌「つながる！良くなる！天理」			

つながる! 良くなる! 天理

奈良県議会議員

川口のぶよし

川口のぶよし 事務所
〒632-0064 天理市海知町 548 番地
TEL 0743-67-0212
FAX 0743-67-1660

花の宴たけなわの春を迎え、いよいよご清栄のことと存じます。皆様におかれましてはいかがおすごでしょうか。

日本国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて、2年余りが経ちました。いつまでも新型と恐れるのではなく私達は感染拡大を防ぐ覚悟を決め、多大な犠牲を払いながらも行動様式を変えることが求められています。今後も変異株への対策など引き続き緊張感と危機感を持って対応するとともに、一日も早い通常社会経済活動の再開に力を尽くしてまいります。皆様におかれましても、どうぞご自愛下さい。

第6波以降における川口について

第5波以前、県では「自宅療養者ゼロ」の方針を掲げ、自宅療養者は、家族の介護等のため、自宅での療養を希望される方に限られていたが、第6波では、自宅療養を含めて対応する方針とした。その結果、急激な感染者の増加もあって、入院・入所待ちの方等が急増し、自宅療養者の割合が全体の90%を超えるまでに至っている。

軽症・無症状で自立した療養生活が可能な方や、自立した療養生活が可能で入院後に症状が軽快した治癒前の方に入所していただくための宿泊療養施設を1,083室運用しているが、デルタ株の流行時は、その占有率はピーク時には80%以上だったものが、「自宅療養者ゼロ」の方針を転換したオミクロン株の流行時は30%程度で、十分に活用されているとは言いがたい状況である。宿泊療養施設が、入所すべき方がいるのも関わらず活用されていないのであれば、非常に問題ではないかと考える。

(1) 1,083室という運用規模や、入所の基準について、見直しも含めて検討が必要ではないか。

オミクロン株はデルタ株と比べて症状の軽い方が多い一方で感染力が強く感染者が急激に増えた。県では肺炎などにより医療の提供が必要な方や重症化リスクの高い方に入院をしていただき、無症状または軽症で自立した療養生活が出来る方の内、感染していない同居家族への感染防止が必要な方に優先して宿泊療養施設への案内をしている。現状では新型コロナ対応病院の占有率が6~7割で推移する一方、宿泊療養施設について占有率は3割程度で推移している。1,083室の運用規模についてはオミクロン株の次変異株がどのような性質か予測出来ない事、容易に再運用する

ことが出来ないことから規模の縮小には慎重に考え現状の規模を維持したい。手厚い健康観察と感染者の隔離を主な目的としてきたが、役割を再検討し中和抗体薬を投与するなど宿泊療養施設における機能を強化し重症化予防を充実し、入院病床の後方支援の役割を担うことが出来れば入所基準の拡大に繋がる。宿泊療養施設をより効果的に運用することで新型コロナ対策医療と通常医療を両立出来る役に立つ施設にしていきたい。

宿泊療養施設の運用について、これまで陽性者を隔離することにより他に感染者を出さないように隔離をするという考え方の元運用されてきたが、これだけ感染力が強く感染者が増加をすると逆の考え方が必要ではないか。例えば、家庭内に高齢者や妊婦さんや基礎疾患をお持ちの方で院生の方を隔離する宿泊療養のあり方を考える時期に来ているのではないかと考えるがどうか。

宿泊療養の利用としてはふさわしい考え方で、自宅の感染者を全部宿泊療養に移して陰性者だけを自宅に残るより、自宅で感染者が療養をして非感染者が退避することは大変合理的だと思う。些細なことではあるが、交付金の対象になるのかも考えながら検討していく。このアイデアは宿泊療養の占有率の問題以上に事情に合わせて確保したものを利用することは必要でこのケースでは合理的だと思う。高齢者の隔離についても入れるように確認していく。

(2) 宿泊療養施設の占有率が低く、自宅療養者の割合が高まっており、自宅療養者に対するケア体制の構築が必要



と考えるがどうか。

自宅で療養する人を全て入院するためには、県内の全病床が埋まってしまう事になるため、自宅療養が前提になってしまっている。そのうえで自宅療養の安心感や医療・介護の提供が課題となってきた。また、保健所の応援体制を強化し入院や入所の調節を行ってきたが感染者が急増し最初の連絡までに時間を要するケースが増え、自宅療養者から相談を受ける保健所の繋がらないなどの状況も発生してきた。感染者をどの施設に入れるかトリアージすることが保健所の任務である。自宅療養の連絡体制は必要不可欠

で、今回民間委託活力を活用して3月中旬の運用を目指し自宅で療養される新たな連絡体制を構築する。発生届を受理後1次接觸の電話をすることが大事。健康面での不安が生じた際の24時間対応の電話番相談窓口の設置を行う。その後、速やかに2次接觸の連絡を行いワクチン接種歴や職業勤務先など調査を行う。さらに本人の承諾を得られた場合市町村に生活支援の希望を伝えるようにした。医師会のご協力による往診や電話等による診断のほか飲み薬による治療が可能な体制にしている。今後どのように医療・介護サービスを充実するか医療介護の関係者と協議していく。

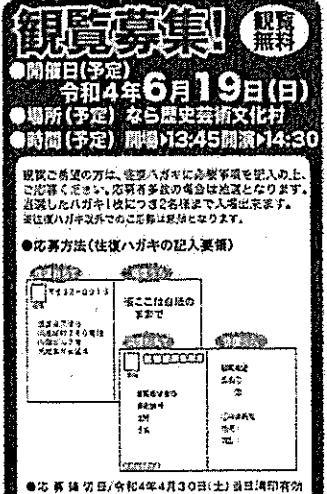
2なら歴史芸術文化村の運営について

この施設では、歴史的建造物・考古遺物・仏像や絵画など、文化財4分野の修復を全国で初めて通年で公開されること、また、芸術文化を通じて、就学前のお子様の感性を育むプログラムの実践など、先駆的な拠点施設としての取組が展開されようとしている。加えて、地場を中心とした県内農産品や県内伝統工芸品の販売、レストランなど道の駅としての機能も有し、ホテルも併設される複合施設であることから、様々な地域資源を活用した、にぎわいを創出する役割を果たすことに期待を寄せている。

にぎわい創出の核となるためには、施設への交通アクセス環境の向上が重要な課題であり、アクセス環境が整えば、なら歴史芸術文化村の近傍には、山の辺の道が位置し、社寺などの歴史文化資源も多く、また、県北部と中南和の中間に位置するため、県内周遊の拠点ともなり得る。広く地域に波及させ続けるためには、地元をはじめとする関係機関、団体とも連携を深めながら取組を進めていくことも重要である。地域のにぎわい創出の核となり、広く効果を波及させ続ける施設にするべきと考えるが、どのように

に運営していくのか

文化村では文化振興の取組に加え、重点道の駅として県産の食材を使用した飲食サービスや農産品工芸品の販売など地域資源を活かした取組も展開していく。すでに指定管理者と連携し取扱品の検討や生産者への説明会の開催など準備を進めているところで、多機能複合施設の強みを活かし賑わいを創出したいと考えている。また、これまで課題だった公共交通利用者による文化村へのアクセスも天理駅において30分に1本程度でシャトルバスを運行し、奈良公園エリアと直結するデマンド交通サービスの導入も予定している。効果を広く地域に波及させるため同時にオープンする『フェアフィールド・バイ・マリオット奈良天理山の辺の道』と連携をして滞在型観光の需要創出に取組みたい。文化村に常駐するコンシェルジュが映像コンテンツを活用し、観光や歴史、芸術文化などの情報をきめ細かく案内するほか文化村が核となり地域の社寺、文化施設などと連携したイベントの開催や旅行商品の造成など地域を巻き込む取組を積極的に行っていく。



●応募締切日:令和4年4月30日(土)当日現印有効
●鑑定実施日:令和4年5月中旬(注記ハガキにて)

●開催場所:奈良県天理市

●開催時間:13:45~14:30

●開催料金:無料

⑧奈良県立大学附属高等学校について

先日、奈良県立大学がこの春新たに設置する附属高等学校の入学者選抜が行われた。

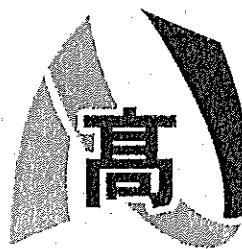
奈良県立大学は、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ことを建学の精神に掲げており、従来から、地域に視点をおいた教育に取り組んでいる。奈良県立大学の教育の特色の一つである「コモンズゼミ」と呼ばれる少人数対話型のゼミ学習では、学生が中心となって、県内の市町村やNPO法人と協働しながら地域課題の解決に取り組むなど、奈良県全体をフィールドとした主体的かつ探究的な学びを実践している。奈良県立大学では、すでに、教師や他の学生、地域人材等との対話を通じて自ら立てた課題に取り組む、地域に根ざした主体的な学習のメソッドが蓄積され、学びのスタイルを確立されている。こうした学びのスタイルを、附属高等学校においても取り入れ、高校段階から大学へと切れ目無く展開することで、奈良県に生まれ育った子どもたちが、より早い段階からじっくりと腰を据えて地域社会と向き合い、自身の学びを深めていくのではないかと期待している。

4月に開校する奈良県立大学附属高等学校では、どのような教育を目指しているのか。また、県立大学と附属高等学校の連携・接続については、どのような方針で取り組むのか。

4月に開校を迎える奈良県立学校では『自立・貢献・挑戦』を理念として定め自立した個人として他社や社会に貢献し何事にも挑戦するという姿勢をもつ次世代を切り拓く人材の育成を目指す。教育の特色として課題探求型の学びの重視、大学との高度な連携、ライフキャリア教育の推進の3つを掲げている。特に県立大学との連携接続を通じ高

等教育における学びや実社会に繋がる高度な教育の実現を図る。具体的には、1、2年生の段階から課題探求の授業において県立大学の教員の指導のもと地域社会におけるフィールドワークを取り入れた学びを実施するなど生徒を主体とした探求的な学びを推進していく。また、データサイエンスやキャリアデザインなど文理の枠を超えた様々な教育を行う事としている。3年生では県立大学への進学を目指す生徒を対象に高校に在籍しながら大学の講義やゼミに参加し、修了者に単位認定を行う早期履修プログラムを導入することとしている。他の大学を目指す生徒にも進路を実現するための学習指導を行う事としている。先日実施した付属高校の入学者選抜において200名の募集定員にたいし500名を超える志願者があった。生徒や保護者の高い期待に答えられるよう県立大学との高度な連携を軸とした実社会に繋がる教育を進め将来の地域社会を担うリーダー人材の育成を推進していく。

奈良県立大学付属高校
校章



『自立・貢献・挑戦』



⑨国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会会場地の選定について

本県で昭和59年に開催された「わかくさ国体・わかくさ大会」では、私の地元である天理市でも多くの競技が実施されました。当時は、全国から来られる選手を自宅でおもてなしをするなどの温かい交流や、地域を挙げてその選手を応援するなど、各地で大盛り上がったと聞いております。次回の大会でも、形は変わるかもしれません、全国から来られる選手団や観客の方々に、是非とも各地域の良さを知つていただければと思います。

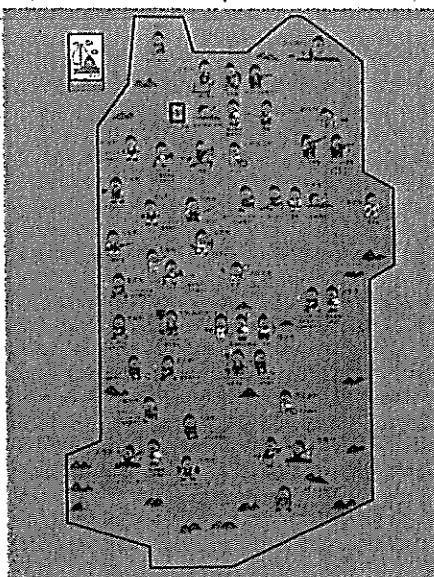
また、前回大会で、私の地元の天理市では柔道やラグビー、飛び込み競技のほかホッケーなど様々な競技大会が実施された。これらの競技は、今も地元の誇りとして引き継がれており、子どもたちに夢と希望を与えるとともに、全国から多くの選手がやってきて、スポーツに打ち込み、地域に賑わ

いを生み出してくれてる。

「スポーツ」は、する楽しみ、見る楽しみだけでなく、地域を盛り上げる活力にもなり、スポーツと地域の魅力を繋げる、スポーツツーリズムなど、多くの人々を地域へ呼び込む起爆剤になるなど、地域への愛着も創出すると考えている。

令和13年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を、県下一丸となって盛り上げていくために、広く県下全域で開催すべきと考えるが、いつ、どのような考え方で開催地を選定するのか。

実施競技は本年6月頃に日本スポーツ協会において決定される予定。これを受け各協議の会場地の選定は本年の秋ごろから市町村や競技団体との意向を確認しながら調整を進め令和6年度中には県内市町村で開催する競技セ



【国民体育大会の今後開催地】

2022年:栃木県 2023年:鹿児島県 2024年:佐賀県
2025年:滋賀県 2026年:青森県 2027年:宮崎県
2028年:長野県 2029年:群馬県 2030年:島根県
2031年:奈良県

リングをはじめとする県外で開催する競技などすべての会場を決定したいと考えている。全国障害者スポーツ大会の会場は前回では国民スポーツ大会で使用する会場で開催されています。本県においても障害者の競技団体と調整を図りながら同様に開催していきたい。大会開催をきっかけに各市町村が実施する競技が地域に根付くことが大変重要なと考える。子どもから高齢者まで多くの県民の皆様が運動、スポーツに関心を持っていただき健康増進に繋がることを願っています。今後市町村と連携協力して県内各地で広く競技大会が開催出来るよう準備を進めていく。

小学校休業等対応助成金の周知について

休校で仕事休んだ保護者の皆様。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内でも休校・休園が相次ぐ事態となっています。休校や休園で自宅にいる子どもの世話をするために、会社に出勤できない保護者の方々が安心して

会社を休めるよう、特別な有給休暇を設けた事業者を対象に、国の制度ではありますが、「小学校休業等対応助成金」という制度があります。

この制度は、全国で一斉休校が行われたあとと導入され、一度は終了していましたが、新型コロナの感染が拡大する中、保護者が安心して働けるよう去年9月から厚生労働省が再開をしました。

「小学校休業等対応助成金」は、新型コロナ関連の休校や欠席等により、子どもの世話をために仕事を休まざるを得なくなった労働者の方に対し、有給の特別休暇を取得させた事業主に対する助成制度です。助成金の支給要件となる「有給の特別休暇」については、労基法第39条に定める年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業に対して、1人当たり日額1万5,000円を上限に休んだ日数の賃金相当額を支給する。という制度となっている。

また、「小学校休業等」とは小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、等を示し幅広い対象となっており、厚生労働省は積極的な利用を呼びかけています。

一方で、助成金の利用には企業側に金銭的負担はないものの、経営者の一部にはそもそも制度自体を知らない。或は「前例がない」「従業員の間に不公平が生じる」などを理由に、特別休暇を従業員に取得させることに消極的な意見や、人手不足等を理由に申請自体を拒むケースもあることがあります。

2月16日からは、保護者が事前に勤務先の了承が得られない場合でも、労働局に申請できるように制度が変更されました。

また、労働者の休暇取得をすでに法定の年次有給休暇や欠勤として処理してしまった場合でも、事後的に助成金の対象となる特別休暇に振り替えることで助成金申請が可能となっています。とは言うものの、会社を飛び越えて相談することにそもそも心理的な壁があります。申請書類には事業主の記入欄があり、最終的には企業が「労働者を休業させた」と認める欄への同意が必要で、一度申請を拒否した企業が書類記入に協力する保証はない。などの心配の声もあがっています。

奈良県としても、国と連携し企業側に制度利用

の周知を図ること、また年明けから県内でも多くの休校・休園の対象となった保護者の方への制度周知、相談窓口の設置など利用促進に向けた取組を、強く要望をいたします。

事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

小学校休業等対応助成金の周知について

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額※を支給する制度です。※1日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

■労働者の皆さまへ【相談窓口のご案内】

都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

□ご相談は面接の特別相談窓口一覧まで

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

● 労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。

● 労働者の方が利用を希望する場合、裏面の都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

○休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象について

以下の満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと

② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日について、賃金等が支払われていない（※3）こと

※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。

※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的に正当なものとして認めていな場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。

※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。

③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

○事業主の皆様へのお願い

● 休業支援金・給付金には事業主負担はありません。

● 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません。

● 労働者が学校休業等のために休んだこと、その休みを事業主として認めたこと（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いがない場合は、このことをもって、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」とする取扱いをさせていただくことをお願いするものです。

□ 都道府県労働局から上記のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_reoudeou/kyouyou_kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ休暇支援

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請に関するQ & A

Q1 事業主に自分で助成金のことを言い出したいのですが、まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？

A1 事業主との相談を経ず労働局にご相談いただくことも可能です。
例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。

Q2 休業させたことの確認が事業主から求められなければ休業支援金による個人申請はできなのですか？

A2 労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られない場合でも、労働局はまずは申請を受け付け、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。

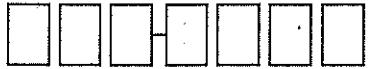
Q3 休業支援金の申請書類の作成に事業主が協力してくれません。どうしたらいいですか？

A3 休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、そのまま申請を提出いただけ、労働局から事業主に確認を行うことも可能です。

Q4 休業支援金による個人申請の申請先はどこですか？

A4 まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。
*連絡先は下記をご参照ください。





つながる 良くなる 天理!

川口 のぶよし

事務所

〒632-0064 奈良県天理市海知町548番地

Tel.0743-67-0212

Fax.0743-67-1660

緊急連絡先 090-5362-6595



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 川口 延良

年 月 日	令和4年3月31日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明				
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催</p> <p>◆効果 林産業等の活性化を推進</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照			79
合計 2,980円 50,660円 ÷ 17人 = 2,980円を充当				
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書
(令和3年度)

収入の部

(単位:円)

項 目	収 入 濟 額	説 明
前年よりの繰越金	1 9 4 , 9 3 1	前期残高(令和3年3月31日現在)
会 費	2 0 9 , 0 0 0	(R3.4～R3.6) 1,000円×18人×3ヶ月 = 54,000円 (R3.7～R3.10) 1,000円×17人×4ヶ月 = 68,000円 (R3.11～R3.12) 1,000円×18人×2ヶ月 = 36,000円 (R4.1～R4.3) 1,000円×17人×3ヶ月 = 51,000円 延べ 209人
利 息	2	R3.8.23：1円 R4.2.21：1円
合 計	4 0 3 , 9 3 3	

支出の部

(単位:円)

項 目	支 出 濟 額	説 明
返還金	1 3 , 8 2 0	中川議員辞職に伴う返還 R1.7～R3.6 分会費 月額 1,000円
返還金	1 6 , 8 5 0	国中議員逝去に伴う返還 R1.7～R3.12 分会費 月額 1,000円
負担金	5 0 , 6 6 0	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和3年度年会費 年会費50,000円+振込手数料660円
合 計	8 1 , 3 3 0	

差引残高 3 2 2 , 6 0 3 円

令和4年3月31日

会長 田中惟允

充当額=50,660円÷17人=2,980円

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）という。」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事長 1名

幹事 数名

監事 1名

2 会長は、議員連盟を代表する。

3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員の選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟名簿

令和4年3月7日現在

職名	氏名	選挙区	備考
会長	田中惟允	宇陀市・宇陀郡	自由民主党
副会長	山中益敏	奈良市・山辺郡	公明党
幹事長	浦西敦史	吉野郡	創生奈良
	川口延良	天理市	自民党紳
	疋田進一	奈良市・山辺郡	無所属
	亀甲義明	橿原市・高市郡	公明党
	池田慎久	奈良市・山辺郡	自由民主党
	西川均	葛城市	自民党奈良
	乾浩之	北葛城郡	自民党奈良
	大國正博	奈良市・山辺郡	公明党
	荻田義雄	奈良市・山辺郡	自民党奈良
	岩田国夫	天理市	自民党奈良
	和田恵治	桜井市	創生奈良
	秋本登志嗣	五條市	自民党奈良
	今井光子	北葛城郡	日本共産党
	山本進章	橿原市・高市郡	創生奈良
	川口正志	御所市	創生奈良

計17名

役員：会長1名、副会長1名、幹事長1名、幹事数名、監事1名

顧問：置くことがある（会長が委嘱）